

南港発電所更新計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和6年1月

関西電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解	18

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及びこれを要約した書類を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和5年11月21日（火）

(2) 公告の方法

① 官報による公告〔別紙1参照〕

令和5年11月21日（火）付の官報に「公告」を掲載した。

② 日刊新聞紙による公告〔別紙2参照〕

令和5年11月21日（火）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・朝日新聞（朝刊 25 面 大阪府内版）
- ・毎日新聞（朝刊 17 面 大阪市内版、大阪南版）
- ・読売新聞（朝刊 26 面 大阪市内版、泉州版）
- ・産経新聞（朝刊 19 面 大阪本社府内版）
- ・日本経済新聞（朝刊 39 面 大阪本社版）

③ お知らせの掲載〔別紙3参照〕

上記の公告に加え、次の広報誌及びウェブサイト（令和5年11月20日（月）より）に「お知らせ」を掲載した。

- ・大阪市広報誌「大阪市民のみなさんへ 令和5年12月号」
- ・堺市広報誌「広報さかい 2023年12月号」
- ・大阪府ウェブサイト
- ・大阪市ウェブサイト
- ・堺市ウェブサイト
- ・関西電力株式会社ウェブサイト

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、第1表のとおりである。

(4) 縦覧者数

「南港発電所正門守衛室」における縦覧者数は3名であった。

また、関西電力株式会社ウェブサイトのアクセス件数は、延べ1,236件であった。

第 1 表 方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
南港発電所正門守衛室 (大阪市住之江区南港南七丁目三番八号)	令和 5 年 11 月 21 日(火) ～ 12 月 20 日(水)	午前 9 時から 午後 5 時まで	土曜日、 日曜日、 祝日は 除く。
大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課 (大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号大阪府咲洲庁舎二十一階)		午前 9 時から 午後 6 時まで	
大阪府府政情報センター (大阪府中央区大手前二丁目大阪府庁本館一階)		午前 9 時から 午後 5 時 15 分まで	
大阪市環境局環境管理部環境管理課 (大阪市住之江区南港北二丁目一番十号ATCビル0's棟南館五階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで	
大阪市環境局総務部総務課 (大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目五番一号あべのルシアス十三階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで (金曜日は午後 7 時まで)	
大阪市大正区役所区民情報コーナー (大阪市大正区千島二丁目七番九十五号大正区役所二階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで	
大阪市住之江区役所区民情報コーナー (大阪市住之江区御崎三丁目一番十七号住之江区役所一階)		午前 9 時から 午後 5 時 30 分まで	
堺市環境局環境保全部環境共生課 (堺市堺区南瓦町三番一号堺市役所高層館四階)		午前 9 時から 午後 5 時 15 分まで	
堺市西区役所市政情報コーナー (堺市西区鳳東町六丁六百番地)		午前 9 時から 午後 5 時 15 分まで	
当社ウェブサイトの利用による公表 (https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20231120_1j.pdf)	令和 5 年 11 月 21 日(火) ～ 令和 6 年 1 月 4 日(木)	常時	—

- 注 1. 「南港発電所正門守衛室」及び「インターネットの利用による公表」以外の方法書の縦覧は、各関係地方公共団体（大阪府、大阪市及び堺市）にて実施した。
2. ウェブサイトの利用による公表は、縦覧期間（令和 5 年 11 月 21 日(火)～12 月 20 日(水)）に加え、意見書の提出期間（令和 6 年 1 月 4 日(木)）まで行った。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。なお、説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時にを行った。

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、第 2 表のとおりである。

第 2 表 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
令和 5 年 12 月 13 日(水) 18:30～20:00	アジア太平洋トレードセンター コンベンションルーム 1 (大阪市住之江区南港北二丁目一番十号ATCビル0's棟南館 6 階)	25 名
令和 5 年 12 月 15 日(金) 18:30～19:45	サンスクエア堺 第 1 会議室 (大阪府堺市堺区田出井町二番一号A棟 2 階)	26 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年11月21日（火）から令和6年1月4日（木）までとした。

（郵送の受付は、令和6年1月4日（木）の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法〔別紙4参照〕

当社への郵送による書面により受け付けた。

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通、意見の総数は11件であった。

官報に掲載した公告内容

○官報（令和5年11月21日（火）号外第244号 57ページ）

南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の
公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の
規定に基づき、環境影響評価方法書を作成しまし
たので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地

関西電力株式会社

取締役代表執行役社長 森 望

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号

二、対象事業の名称、種類及び規模

南港発電所更新計画

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイク
ル発電方式）

出力 百八十万キロワット級

三、対象事業が実施されるべき区域

大阪府住之江区南港南七丁目三番八号

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲である
と認められる地域の範囲

大阪府及び堺市

五、縦覧場所、期間及び時間

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
（大阪府住之江区南港北二丁目一四番一六号大
阪府咲洲庁舎二階）

大阪府府政情報センター（大阪府中央区大手
前二丁目大阪府庁本館一階）

大阪府環境局環境管理部環境管理課（大阪府
住之江区南港北二丁目一番一〇号ATCビル
〇・s 南館五階）

大阪府環境局総務部総務課（大阪府阿倍野区
阿倍野筋一丁目五番一〇号あべのルシアス二
階）

大阪府大正区役所区民情報コーナー（大阪府
大正区千島二丁目七番九五号大正区役所二階）

大阪府住之江区役所区民情報コーナー（大阪
府住之江区御崎三丁目一番一七号住之江区役所
一階）

堺市環境局環境保全部環境共生課（堺市堺区
南瓦町三番一〇号堺市役所高層館四階）

堺市西区役所市政情報コーナー（堺市西区鳳
東町六丁六〇番地西区役所一階）

南港発電所正門守衛室（大阪府住之江区南港
南七丁目三番八号）

令和五年十一月二十一日（火）から
令和五年十二月二十日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

縦覧の時間 縦覧場所の開庁時間に準じま
す。

（ただし、南港発電所正門守衛室は、午前九
時から午後五時までにあります。）

ウェブサイトの公表 https://www.kepc.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20231120_1j.pdf

（令和五年十一月二十一日（火）から令和六
年一月四日（木）までご覧いただけます。）

六、意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方
は書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含
む）を日本語にてご記入の上、令和六年一月四
日（木）までに八の開合せ先へ郵送ください（当
日消印有効）

七、説明会を開催する日時及び場所

・令和五年十二月十三日（水）十八時三十
分～二十時（予定）

アジア太平洋トレードセンター コンパ
ンションルーム1（大阪府住之江区南港
北二丁目一番一〇号ATCビル〇・s 南
館六階）

・令和五年十二月十五日（金）十八時三十
分～二十時（予定）

サンスクエア堺 第一会議室（大阪府堺
市堺区田出井町二番一〇号A棟二階）

八、開合せ先

〒五三〇一八二七〇 大阪府大阪市北区中之
島三丁目六番一六号

関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発
部門 事業開発第二グループ

電話 〇七〇―二九〇四―五四七九

問合せ時間 午前九時から午後五時まで（た
だし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

令和五年十一月二十一日

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号

関西電力株式会社

取締役代表執行役社長 森 望

取締役代表執行役社長 森 望

日刊新聞紙に掲載した公告内容

○日刊新聞紙（令和5年11月21日（火）朝刊）

- ・朝日新聞（朝刊 25 面 大阪府内版）
- ・毎日新聞（朝刊 17 面 大阪市内版、大阪南版）
- ・読売新聞（朝刊 26 面 大阪市内版、泉州版）
- ・産経新聞（朝刊 19 面 大阪本社府内版）
- ・日本経済新聞（朝刊 39 面 大阪本社版）

「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」の公告について

環境影響評価法に基づき、「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地
関西電力株式会社 取締役代表執行役社長 森望
大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号

二、対象事業の名称 南港発電所更新計画
発電所の原動力の種類
ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
発電所の規模 出力 百八十万キロワット級

三、対象事業が実施されるべき区域
大阪市住之江区南港南七丁目三番八号

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 大阪市及び堺市

五、縦覧の場所
大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府住之江区南港北一丁目十四番一八号大阪府咲洲庁舎二階）
大阪府府政情報センター（大阪府中央区大手前二丁目大阪府庁本館二階）
大阪府環境局環境管理部環境管理課（大阪府住之江区南港北一丁目一番十号ATCビルO's棟南館五階）
大阪府環境局総務部総務課（大阪府阿倍野区阿倍野筋一丁目五番一五号あべのルシアス三階）
大阪府大正区役所区民情報コーナー（大阪府大正区千島一丁目七番九十五号大正区役所二階）
大阪市住之江区役所区民情報コーナー（大阪府住之江区御崎三丁目一番十七号住之江区役所二階）
堺市環境局環境保全部環境共生課（堺市堺区南瓦町三番五号堺市役所高層館四階）
堺市西区役所市政情報コーナー（堺市西区鳳東町六丁目六番地西区役所二階）
南港発電所正門守衛室（大阪府住之江区南港南七丁目三番八号）

縦覧の期間 令和五年十一月二十一日（火）から令和五年十一月二十七日（水）まで（ただし、土曜日、祝日を除く）
縦覧の時間 縦覧場所の開庁時間に準じます。（ただし、南港発電所正門守衛室は午前九時から午後五時までに限ります。）
ウェブサイトで公表
https://www.keppco.co.jp/corporate/pr/2023/pdf/20231120_1.pdf
ウェブサイトによる公表期間 令和五年十一月二十日（火）から令和六年二月四日（木）まで

六、意見書の提出
環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所氏名、ご意見（意見の理由を含む）を日本語にてご記入の上、令和六年一月四日（木）までに七の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

七、問い合わせ先（意見書の提出先）
〒5308270 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号
関西電力株式会社火力事業本部火力開発部門 事業開発第2グループ
電話 0701290415479
問い合わせ時間 午前九時から午後五時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

【説明会を開催する日時及び場所】
令和五年十一月十三日（水）十八時三十分～二十時（予定）
アジア太平洋トレードセンターコンベンションルーム1（大阪府住之江区南港北一丁目一番十号ATCビルO's棟南館六階）
令和五年十一月十五日（金）十八時三十分～二十時（予定）
サンスクエア堺 第一会議室（大阪府堺市堺区田出井町二番一〇号A棟二階）

関係地域（大阪市及び堺市）の広報誌に掲載されたお知らせの内容

○大阪市広報誌「大阪市民のみなさんへ 令和5年12月号」

環境影響評価図書縦覧等

①南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書②咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書

日 縦覧：12/20まで

意見書の受け付け：来年1/4まで

場 縦覧：①②環境局環境管理課①住之江区役所ほか②大阪港湾局開発調整課ほか
意見書提出先：①関西電力株式会社②環境局環境管理課ほか

問 環境局環境管理課

☎ 06-6615-7938 **FAX** 06-6615-7949

○堺市広報誌「広報さかい 2023年12月号」

南港発電所更新計画に係る 環境影響評価方法書の縦覧

期間 12月20日まで(土・日曜日を除く)

縦覧期間中に事業者の関西電力による説明会が開催されます。1月4日まで郵送で意見書を提出できます。

詳しくは市**HP**参照

問 関西電力

(**☎**070-2904-5479

FAX06-6441-4091)か

環境共生課

(**☎**228-7440 FAX228-7317)

大阪府ウェブサイトに掲載されたお知らせの内容

○大阪府ウェブサイト

南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び意見の受付について

代表連絡先

環境農林水産部 環境管理室環境保全課 環境審査グループ
 ティヤルイン番号：06-6210-9580
 メールアドレス：kankyokanri-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

提供日

2023年11月20日

提供時間

14時0分

内容

関西電力株式会社から、環境影響評価法に基づき、南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書（注）（以下「方法書」といいます。）の送付を受けました。

このため、大阪府環境影響評価条例に基づき、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」といいます。）の写しを以下のとおり縦覧に供します。

また、環境影響評価法に基づき、事業者である関西電力株式会社が縦覧期間中に説明会を開催するとともに、方法書についての環境の保全の見地からの意見を令和6年1月4日（木曜日）まで受け付けますのでお知らせします。

（注）環境影響評価は、事業者が事業を実施するにあたりあらかじめ調査、予測及び評価を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度です。

方法書は、どのような項目をどのような方法で調査、予測及び評価していくのかという計画をとりまとめた書類です。

1 方法書と要約書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和5年11月21日（火曜日）から同年12月20日（水曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（2）縦覧の場所、時間等

縦覧場所	住所	電話番号等	縦覧時間
大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課	大阪市住之江区南港北1-14-16 （大阪府咲洲庁舎21階）	電話 06-6210-9580 ファクシミリ 06-6210-9575	午前9時から午後6時まで
大阪府 府政情報センター	大阪市中央区大手前2丁目 （大阪府庁本館1階）	電話 06-6944-8371 ファクシミリ 06-6944-3080	午前9時から午後5時15分まで
大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課	大阪市住之江区南港北2-1-10 （ATCビルO's 棟南館5階）	電話 06-6615-7938 ファクシミリ 06-6615-7949	午前9時から午後5時30分まで
大阪市 環境局 総務部 総務課	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 （あべのルシアス13階）	電話 06-6630-3113 ファクシミリ 06-6630-3580	
大阪市 大正区役所 区民情報コーナー	大阪市大正区千島2-7-95 （大正区役所2階）	電話 06-4394-9625 ファクシミリ 06-6553-1981	午前9時から午後5時30分まで （金曜日は午後7時まで）
大阪市 住之江区役所 区民情報コーナー	大阪市住之江区御崎3-1-17 （住之江区役所1階）	電話 06-6682-9992 ファクシミリ 06-6686-2040	
堺市 環境局 環境保全部 環境共生課	堺市堺区南瓦町3-1 （堺市役所高層館4階）	電話 072-228-7440 ファクシミリ 072-228-7317	午前9時から午後5時30分まで
堺市 西区役所 市政情報コーナー	堺市西区鳳東町6-600 （西区役所1階）	電話 072-275-1926 ファクシミリ 072-275-1915	午前9時から午後5時15分まで
関西電力株式会社 南港発電所 正門守衛室	大阪市住之江区南港南7-3-8	電話 070-2904-5479 ファクシミリ 06-6441-4091	午前9時から午後5時まで

（3）電子縦覧

大阪府の環境アセスメントのホームページで電子縦覧を行っています。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/assess/index.html>

2 説明会について

会場	住所	開催日時
アジア太平洋トレードセンター コンベンションルーム1	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's 棟南館6階	令和5年12月13日（水曜日）午後6時30分から午後8時まで
サンスクエア堺 第1会議室	堺市堺区田出井町2-1 A棟2階	令和5年12月15日（金曜日）午後6時30分から午後8時まで

3 意見書の提出について

方法書についての環境の保全の見地からの意見書を、次のとおり事業者である関西電力株式会社に提出することができます。

（1）受付期間

令和5年11月21日（火曜日）から令和6年1月4日（木曜日）まで（当日消印有効）

（2）提出方法

以下の記載事項を書面に記入の上、提出先へ郵送してください。

（3）記載事項

ア 意見書を提出する方の氏名及び住所
（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見
（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

（4）提出先

〒530-8270 大阪市北区中之島3-6-16
関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ

4 お問い合わせ先

(1) 方法書の内容、説明会及び意見書の提出に関すること

関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ
電話 070-2904-5479
ファクシミリ 06-6441-4091

(2) 環境影響評価の手続に関すること

大阪府環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境審査グループ
電話 06-6210-9580
ファクシミリ 06-6210-9575
メールアドレス kankyokanri-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

国連では、2030年度までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が2015年9月に策定されました。環境影響評価制度は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、以下のゴールの達成に寄与するものです。



大阪府は「SDGs未来都市」として、SDGsの推進を図ってまいります。

関連ホームページ

[大阪府の環境アセスメント](#)

資料提供ID

49318

大阪市ウェブサイトに掲載されたお知らせの内容

○大阪市ウェブサイト

南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書等の 縦覧場所の開設等について

ページ番号：611813 2023年11月20日

環境影響評価法に基づき、事業者である関西電力株式会社から南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書等が送付されたことから、同方法書等の縦覧場所を大阪市環境局等4箇所で開設します。

また、環境の保全の見地からのご意見がある方は、令和6年1月4日（木曜日）まで事業者に対し意見書を提出することができます。

縦覧について

縦覧期間

令和5年11月21日（火曜日）から令和5年12月20日（水曜日）まで

縦覧場所

1. 大阪市環境局環境管理部環境管理課
[大阪市住之江区南港北二丁目1番10号](#) ATCビルO's棟南館5階
Osaka Metro南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅より南東へ約400メートル
電話：06-6615-7938
2. 大阪市環境局総務部総務課
[大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号](#) あべのルシアス13階
Osaka Metro御堂筋線、谷町線「天王寺」駅14番出口より西へ約100メートル
JR「天王寺」駅中央口改札より南西へ約250メートル
電話：06-6630-3113
3. 住之江区役所区民情報コーナー
[大阪市住之江区御崎三丁目1番17号](#) 住之江区役所1階
Osaka Metro四ツ橋線「住之江公園」駅下車 1番出口より東へ直進 約900メートル
南海本線「住吉大社」下車 南西へ約1,000メートル
南海本線「住ノ江」下車 北西へ約900メートル
阪堺線「住吉鳥居前」下車 南西へ約1,000メートル
大阪シティバス「住之江区役所前」下車
電話：06-6682-9992
4. 大正区役所区民情報コーナー
[大阪市大正区千島二丁目7番95号](#) 大正区役所2階
JR大阪環状線「大正」駅、Osaka Metro長堀鶴見緑地線「大正」駅2番出口で下車し、
大阪シティバス「大正橋」2から5番のりば乗車後「大正区役所前」下車すぐ
電話：06-4394-9625

縦覧時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時30分まで
ただし、3、4は金曜日のみ午前9時から午後7時まで

その他の縦覧場所

縦覧期間中、大阪府庁舎及び関西電力株式会社でも縦覧ができます。

- 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
[大阪市住之江区南港北一丁目14番16号](#) 大阪府咲洲庁舎21階
Osaka Metro中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ約600メートル
Osaka Metro南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結（約100メートル）
電話：06-6210-9580
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後6時まで）
- 大阪府府政情報センター
[大阪市中央区大手前二丁目](#) 大阪府庁本館1階
Osaka Metro谷町線、京阪本線「天満橋」駅 3番出口より南東へ約500メートル
Osaka Metro谷町線、中央線「谷町四丁目」駅 1A番出口より北東へ約370メートル
大阪シティバス「大阪城大手前」下車
電話：06-6944-8371
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時15分まで）
- 関西電力株式会社 南港発電所 正門守衛室
[大阪市住之江区南港南七丁目3番8号](#)
Osaka Metro四ツ橋線「住之江公園」駅、「玉出」駅、「北加賀谷」駅、南港ポートタウン線「住之江公園」駅、「フェリーターミナル」駅より大阪シティバスに乗車後「食品ふ頭前」下車
西へ約400メートル
電話：070-2904-5479
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

縦覧図書

環境影響評価方法書については、令和5年11月21日（火曜日）から縦覧場所もしくは大阪府ホームページ「[大阪府の環境アセスメント](#) 」でご覧いただけます。

意見書の提出について

受付期間

令和5年11月21日（火曜日）から令和6年1月4日（木曜日）まで（当日消印有効）

意見書の提出先及び提出方法

- 意見書の提出先
〒530-8270 大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ
- 提出方法
郵送

意見書に記載すべき事項

- 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること）

問合せ先

環境影響評価方法書の内容、縦覧及び意見書の提出に関すること

関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ
電話：070-2904-5479

環境影響評価の手続きに関すること

大阪市環境局環境管理部環境管理課
電話：06-6615-7938

堺市ウェブサイトに掲載されたお知らせの内容

○堺市ウェブサイト

「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び意見書の受付が開始されます

更新日：2023年11月21日

環境影響評価法に基づき、事業者である関西電力株式会社から堺市に「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」が送付され、令和5年11月21日から12月20日まで同方法書の縦覧が行われます。

また、令和5年11月21日から令和6年1月4日まで事業者に対して、方法書についての意見書を提出できます。

1. 方法書の縦覧

堺市内の縦覧場所

- 堺市環境局環境保全部環境共生課
(堺市役所高層館4階：堺市堺区南瓦町3番1号)
- 堺市西区役所市政情報コーナー
(西区役所1階：堺市西区鳳東町6丁600番地)

縦覧期間

- 令和5年11月21日（火曜）～令和5年12月20日（水曜）
(土曜、日曜及び祝日は除く)
- 午前9時から午後5時30分まで（環境共生課）
午前9時から午後5時15分まで（西区役所市政情報コーナー）

2. 方法書についての意見書の提出

方法書についての環境の保全の見地からの意見書を、関西電力株式会社に対し提出することができます。

意見書の受付期間

- 令和5年11月21日（火曜）～令和6年1月4日（木曜）
(土曜、日曜及び祝日は除く)
- 当日消印有効

意見書の提出方法及び提出先

- ・ 郵送のみ
- ・ 〒530-8270 大阪市北区中之島三丁目6番16号
- ・ 関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ

意見書の記載事項

- ア 氏名及び住所
(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及び理由

3. 方法書の内容

今回提出された方法書の内容については、[こちら](#)

4. 事業者による方法書に関する説明会

縦覧期間中、事業者による方法書に関する説明会が開催されます。

日時

令和5年12月15日（金曜）午後6時30分から午後8時まで（予定）

場所

サンスクエア堺（堺市立勤労者総合福祉センター）第1会議室（堺市堺区田出井町2番1号）

5. 意見書等に関する問い合わせ先

- 関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ
- 〒530-8270 大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 電話番号：070-2904-5479（土日祝日除く午前9時～午後5時）
- ファクス：06-6441-4091

このページの作成担当

環境局 環境保全部 環境共生課

電話番号：072-228-7440

ファクス：072-228-7317

○関西電力株式会社ウェブサイト



南港発電所における設備更新に係る環境影響評価方法書の届出

2023年11月20日

関西電力株式会社

当社は、南港発電所において、最新の高効率コンバインドサイクル機への設備更新のための事業性評価を実施しています。

[\[2023年3月20日お知らせ済み\]](#)

事業性評価の一環として、本日、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法等について取りまとめた環境影響評価方法書（以下、方法書）等を経済産業大臣へ届け出ました。また、大阪府知事、大阪市長および堺市長に方法書を送付しました。

南港発電所は運転開始後30年以上経過した当社で最も古いLNG火力発電所で、設備の高経年化が進んでいます。本発電所を最新の高効率コンバインドサイクル機に更新することで、発電効率が約4割向上します。

当社は引き続き、地域の皆さまや関係行政機関からのご意見を賜りながら、本件に関する検討を進め、電力の安定供給およびゼロカーボン社会の実現に貢献してまいります。

<参考：南港発電所の設備更新計画（概要）>

	現 状	設備更新（計画）
所在地	大阪府大阪市住之江区南港南7丁目3番8号	
発電方式	火力発電方式	コンバインドサイクル発電方式
出 力	180万kW (60万kW×3基)	180万kW級 (60万kW級×3基)
発電効率 (低位発熱量基準)	約44%	約63%
使用燃料	天然ガス	天然ガス
運転開始時期	1990年11月(1号機) ～1991年10月(3号機)	2029年度(予定)(新1号機) 2030年度(予定)(新2,3号機)

方法書等の公表及び縦覧等案内については [こちら](#) をご覧ください。

以 上

火力発電について

私たちの取り組み

「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」の公表及び縦覧等について

当社は2023年11月20日（月）に、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価方法書（以下、方法書）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を経済産業大臣へ届出るとともに、大阪府知事、大阪市長及び堺市長に送付しました。方法書及び要約書について、下記にて公表及び縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 方法書の公表

（1）方法書

[表紙と目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮書事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業省大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予想及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

（2）方法書の要約書

[要約書](#)

（3）方法書のあらまし

[あらまし \[PDF 2.01MB\]](#)

方法書、要約書及びあらましは、2023年11月21日（火）から2024年1月4日（木）までご覧いただけます。ただし、方法書及び要約書はダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

2. 方法書等の縦覧

（1）縦覧場所

行政等	場所
大阪府	大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
	大阪府府政情報センター
大阪市	大阪市環境局環境管理部環境管理課
	大阪市環境局総務部総務課
	大阪市大正区役所区民情報コーナー
	大阪市住之江区役所区民情報コーナー
堺市	堺市環境局環境保全部環境共生課
	堺市西区役所市政情報コーナー
関西電力	南港発電所正門守衛室

(2) 縦覧期間

2023年11月21日(火)～12月20日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の縦覧場所の開庁時間に準じます。(ただし、南港発電所正門守衛室は午前9時～午後5時)

3. 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見をご記入のうえ、以下の提出方法にて意見書をお寄せください。

(1) 提出方法

以下宛先への郵送

宛先：〒530-8270

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ 宛

(2) 提出期限

2024年1月4日(木)【※当日消印有効】

(3) 意見書様式 [WORD 43.00KB]

4. 説明会の開催

説明会は以下の日時・場所で開催いたします。

日時	場所(所在地)
2023年12月13日(水) 午後6:30～午後8:00(予定)	アジア太平洋トレードセンター(ATC) コンベンションルーム1 (大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館6階)
2023年12月15日(金) 午後6:30～午後8:00(予定)	サンスクエア堺第1会議室 (大阪府堺市堺区田井出町2番1号A棟2階)

5. 問い合わせ先

関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ

電話070-2904-5479(土曜日、日曜日及び祝日を除く 午前9時～午後5時)

意見書用紙

南港發電所更新計画に係る環境影響評価方法書⁴

— 意見記入用紙 —

「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、郵送により下記の関西電力（株）宛にお寄せください。」

<郵送先>←

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号⁴⁾

関西電力(株) 火力事業本部 火力開発部門 事業開発第二グループ 宛

＜締切の日（提出期限）＞

2024年 1 月4 日(木)まで [当日消印有効] ←

項　目	ご　記　入　欄
ご　氏　名 [法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名]	ト
ご　住　所 [法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地]	〒□□□-□□□□
← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ご意見の内容 及びその理由 [日本語により意見の理由を含め てご記入して下さい。]	

②主 1. 環境影響評価法第8条等の規定により、氏名、住所のご記入をお願いします。

この用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。なお、ご記入頂いた意見内容に関しては公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別のA4用紙をお使いください。

第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、11件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書について提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、第3表のとおりである。なお、提出された意見の概要については、原則として原文どおり記載した。

第3表(1) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1. 「いずれの煙突高さの案（A案:80m、B案:100m）も最大着地濃度（年平均値）はバックグラウンド濃度と比較して寄与率が1%以下となっている。また、将来予測環境濃度は、いずれの案も環境基準の年平均相当値を下回っている。以上のことから、煙突高さの複数案において大気質の年平均値への影響の違いはほとんどなく、いずれも重大な影響はないものと評価する」とあるが、大気汚染ガス、特にNO ₂ 濃度について「200m煙突高さ」でも現状問題あり、そもそも、この周辺地域には現状でも多くのぜんそく公害患者が生活しており、現状より削減・低減することこそが重要である。大阪市は「0.04ppm以下を目指」しており、現状より一層削減する方向で対応すべき。	配慮書に対し、経済産業大臣及び大阪府知事からの意見並びに大阪市では「大阪市環境基本計画」において、「快適な都市環境の確保」を掲げ、二酸化窒素の環境基準を上回る環境保全目標が設定されていることを踏まえ、さらに大気質への影響を低減すべく検討を進めました。その結果、大気質に関する影響に相当程度の低減が期待でき、かつ眺望景観への影響も配慮した集合煙突に変更し、更なる低減を図ることといたしました。
2	2. 特にNO ₂ 濃度については、一昨年に、WHO（世界保健機関）が、先進国では「年平均値で0.005ppm、日平均値では99%値で0.013ppm」という目標を公表した。これと比較すると、この地域の現状で「年平均値で0.02ppm」であり、かなり高濃度になっており、この大阪市地域からは、このような設備の廃止こそ望ましいのであり、他の地域へ移転するという方法も検討すべき。まして、煙突高さを低くするという方法はとても認められない。	火力発電所については、再生可能エネルギーの主力電源化を進めるための調整電源として、非効率な電源のフェードアウトを進めつつ、一定程度確保する必要があることを踏まえて、本計画では電源の新陳代謝による安定供給や将来のエネルギー脱炭素化を目的として、最新のコンバインドサイクル方式の発電所へ設備更新を検討しております。 煙突高さについては、近年、発電所の環境性能が大きく向上しており、煙突出口のNO _x 濃度も十分に低いことから、環境への影響を十分低減できるため、眺望景観への影響も配慮し、最近では煙突高さを低く抑える発電所案件が出てきております。 本計画においては、最新鋭の低NO _x 燃焼器及び排煙脱硝装置を設置すること、さらに煙突を集合化することにより低減を図ってまいります。
3	3. この地域の近くでは、カジノIR施設の建設計画があり、その工事期間も重なっており、数年間と長期間、ジーゼル車や船舶の交通量が大幅に増え、大気汚染排ガスも大量に増えるといえるが、それを予測し評価すると記載すべき。なお、そのようなことは正確に予測できるのか疑問である。	本事業計画と他事業との工事関連車両等の複合影響については、影響の可能性のあるものについて、準備書作成時に予測諸元の情報収集に努めるとともに、入手可能となったものは、影響の有無を検討した上で、必要に応じて予測評価の検討を行う予定です。
4	4. 地球温暖化対策のため、LPGではなく将来的にアンモニアを用いることがありと記載しているが、その場合大幅なNO ₂ 発生増となると思われるが、まだ技術開発段階であり、そのケースまで予測できるのか、特に費用対効果などはとても評価できるとは思えないので、この燃料を用いるような条件は、削除すべきである。	ゼロカーボン燃料（水素・アンモニア）やCCUS等の導入について、現段階ではあらゆる可能性を排除せずに検討を進めているところです。いずれも開発中の技術であり、合わせてサプライチェーン全体を構築する必要があることから、現在、様々な実証や他社との連携を通じて、社会実装や当社への導入を目指して取り組んでおります。 本計画につきましては、LNGを燃料としたコンバインドサイクル方式の発電所への設備更新を対象とした環境影響評価を行っておりますが、将来アンモニアを燃料として導入する場合は、環境影響について適切な予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。

第3表(2) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	5. 微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、この地域において環境基準オーバーの状況である。「これらの二次生成の原因物質となる窒素酸化物が多量に排出される」ことは、この更新設備で明瞭であり、この点からも今回の環境評価では「窒素酸化物」の発生量を従来比較で大幅に減らす方法を示すべきである。	施設の稼働に伴う窒素酸化物については、導入実績等も勘案しつつ、最高水準のメーカ技術適用を検討し、最新鋭の低NO _x 燃焼器及び排煙脱硝装置を設置することで可能な範囲で排出量の低減を図ってまいります。 なお、微小粒子状物質の二次生成に係る予測手法については、現時点で確立されていませんが、本事業の環境影響評価手続きの中で精度の高い予測手法が確立された場合には、必要に応じて調査、影響の予測及び評価の実施を検討してまいります。
6	6. なお、「微小粒子状物質の二次生成に係る予測手法」について、いまだ正確な方法がない段階では、その方法が「できるまで待つ」のではなく、予防原則の観点から「窒素酸化物の発生量を原則的に削減」という考え方に立って評価を行い、環境保全措置をとるべき。	
7	7. 関電は「2050年カーボンニュートラルの実現」ということを宣言し、テレビでも市民に知らせているので、その達成が極めて重要である。しかし本件設備でいうところの「水素・アンモニアの燃料としての使用やCCUS等の最新技術の早期導入に積極的に取り組む」とあるが、これらは今の段階で開発中であり、コストの面から実用化のレベルになっていない。経営人ならば、未達成の可能性もある「開発中の技術」は避けるべき。今の時点で実現できている既存技術だけで達成するための具体策を示すべき	ご指摘のとおり、脱炭素に係る技術は、現状ではコスト面含めてまだ実用化レベルに至っていないものの、引き続き様々な実証や他社との連携を通じて、コスト低減などを実現し、社会実装に向けて取り組むことで、2050年のカーボンニュートラルを実現してまいります。
8	8. なお、「水素・アンモニアの燃料としての使用」や「CCUS」については、なるほど常に技術開発自体は重要であり、否定はしないが、これらは本件設備の更新の中では、不採用として、評価すべき。つまり、配慮書審査会の中では「本件事業における水素・アンモニアの燃料としての使用等に関する具体的な計画は現時点では未決定である」などとあったように、まだ未確立技術のため評価対象とはできないからである。	ゼロカーボン燃料（水素・アンモニア）やCCUS等の導入について、現段階ではあらゆる可能性を排除せずに検討を進めているところです。いずれも開発中の技術であり、合わせてサプライチェーン全体を構築する必要があることから、現在、様々な実証や他社との連携を通じて、社会実装や当社への導入を目指して取り組んでおります。 一方、本計画につきましては、LNGを燃料としたコンバインドサイクル方式の発電所への設備更新を対象とした環境影響評価を行っております。
9	9. なお、「他社からの購入分」という考え方については、既存設備の対応策であり、これから新規建設する設備では、採用すべき考えとしてはならない。	本件について、配慮書に対する大阪府知事意見3(1)(方法書p7-10(308) 第7.1.2-1表(2)参照)で記載の「他社からの購入分を含め、非効率で二酸化炭素排出量の多い火力発電所の休廃止や稼働抑制を適切に行うこと」に対する意見に関する質問として回答いたします。 「他社からの購入分」については、当社電力小売事業に係る「他社からの電力購入分」を指すため、新規電源に係る二酸化炭素排出削減に向けた対策として採用するものではありません。 なお、当社グループで公表している「ゼロカーボンビジョン 2050」では、事業活動に伴う二酸化炭素排出量ゼロを目標に掲げており、他社からの電力購入分を含め、引き続き実現に向けて取り組んでまいります。
10	10. 二酸化炭素排出削減については、具体的な計画を作成し、本件設備更新をする前に公表すべき。その計画では、2030年、2035年、2040年、2045年、2050年というように、5か年計画で、どの時点で、どれくらいの二酸化炭素排出量になるのか、削減量を明確にすべき。	当社グループではゼロカーボンロードマップを公表し、2025年度時点で発電事業における二酸化炭素排出量を2013年度比で半減、以降削減率でトップランナー水準を実現し、2050年に事業活動に伴う二酸化炭素排出ゼロを目標としております。またGXリーグにも参画し、排出量削減目標を設定しており、統合報告書で開示しております。当社グループは引き続きゼロカーボンロードマップの目標達成に向けて取り組んでまいります。

第3表(3) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
11	方法書 5-8 ページの経済産業大臣の意見についての事業者の見解において、「地域住民等の関与に十全を期す」と記載されているが、具体的にどのようなことをするのかについて、説明会では、環境影響評価手続きにおいて定められている説明会、住民意見の受付、縦覧期間中の問合せ窓口設置、自治体に説明した上での方法書提出などアセスメント手続きで丁寧に説明する、とのことでした。 アセスメント手続きで住民が関与することは当たり前前で、そこで丁寧に説明するのは、いわばアセスメント手続きをきちんと行います、と言っているにすぎず、大変不誠実であると考えます。 アセスメント手続きとは別に、住民を招いた発電所見学会を兼ねた説明会を開催する、工事中の環境監視を住民とともに行う、今後の環境監視に住民が参加できる体制を住民とともに構築する、など、真に地域住民が関与できるような事業計画にしてください。	環境影響評価法に基づく対応として、地域住民の方々に対して説明会の開催やアセス図書に対する意見の受付を行う等、引き続きしっかり対応してまいります。 さらに、縦覧期間中の問合せ窓口の設置や地域の自治会等に対し必要の都度ご説明させていただき、ご理解を得るよう努めております。 今後とも、必要に応じて、地域住民の皆様へ丁寧に対応を行ってまいります。